明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件（文部科学一五五、一五六）　一
○重要無形文化財の保持者の追加認定の件（同一五七）　二
○選定保存技術の選定及び保持者の認定の件（同一五八）　二
○選定保存技術の保持者の追加認定の件（同一五九）　二
○選定保存技術の選定及び保存団体の認定の件（同一六〇）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
特定計量器型式承認関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三
会社その他
会社決算公告　三

告示

○文部科学省告示第百五十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月二十三日

文部科学大臣　下村　博文

上欄	下欄			
無形文化財	保持者			
名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
芸能の部				
能囃子方太鼓	三島元太郎		昭和十一年二月十一日	大阪府吹田市高浜町一〇―四二
工芸技術の部				
色絵磁器	今泉今右衛門	十四代今泉今右衛門	昭和三十七年十二月三十日	佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙七一四―九
刀剣研磨	本阿彌道弘	本阿彌光洲	昭和十四年四月二十六日	東京都大田区上池台二―一〇―一七

○文部科学省告示第百五十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、同表の下欄に掲げる団体の構成員を当該重要無形文化財の保持者として認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月二十三日

文部科学大臣　下村　博文

上欄	下欄		
無形文化財	保持者		
名称	指定要件	保持者	代表者	団体名及び所在地
芸能の部				
清元節	清元節保存会の会員が立語り、立三味線を演奏するものであること。	清元節保存会会員	岡村清太郎（芸名　清元延寿太夫）	東京都港区芝四―一六―二―E三四〇一　清元協会内 清元節保存会